

定 款

目 次

章	内 容	ページ
第 1 章	総則	1
第 2 章	目的及び事業	1
第 3 章	資産及び会計	1
第 4 章	評議員	2
第 5 章	評議員会	4
第 6 章	役員	6
第 7 章	理事会	8
第 8 章	委員会	9
第 9 章	事務局	9
第 10 章	定款の変更、合併及び解散等	10
第 11 章	公告	11
	附則	11
	別表（基本財産）	12

公益財団法人 中村積善会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人中村積善会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、優秀な学生で経済的理由によって修学の困難なものに対し、学費を給貸与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 大学で学ぶ優秀な人材に奨学資金を給貸与する

(2) 奨学生の指導懇談会

(3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第(1)号および第(2)号の事業は、日本全国において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、第10条第2項に定める理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 1 号から 6 号の書類は、毎年度終了後 3 カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

- 第 10 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において 3 分の 2 以上及び評議員会において 3 分の 2 以上の特別議決を経なければならない。
- 2 この法人が、基本財産および基本財産以外の重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ特別議決を経なければならない。
 - 3 前項の決定を理事に委任することはできない。

第 4 章 評議員

(定 数)

第 11 条 この法人に評議員 6 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

但し、最初の評議員の選任は別途定める「最初の評議員選定方法」において行う。

- 2 評議員の選任決議は、候補者毎に決議するものとし、一括決議は不可とする。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ) 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族
 - ロ) 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ) 当該評議員の使用人
 - ニ) ロまたはハに掲げる者以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ) ハまたはニに掲げる者の配偶者
 - ヘ) ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ) 理事
 - ロ) 使用人
 - ハ) 理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのある者にあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者
 - ニ) 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 4 評議員は、この法人の理事または監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の解任)

第14条 評議員本人が辞任を申し出た場合、評議員会は原則としてこれを受理する。ただし前条3項を免除するものではない。

(評議員の報酬)

第15条 評議員に対する報酬は、年度総額5百万円を超えないものとする。

2 前項の支給方法、個別の支給額は「評議員・役員に対する報酬規程」に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員長)

第17条 評議員の互選により、1名を評議員長とする。評議員長の任期は評議員としての任期の期間とする。

2 評議員長は、理事会・事務局・その他関係部門と連携し、議題等の調整に当たる。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任または解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の受入れ・組入れ、処分または除外の承認

(8) 長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け

(9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に、いつでも開催することができる。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 3 次に掲げる目的事項は、議案の概要を理事会で定めて通知しなければならない。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 役員等の報酬等
 - (3) 事業の全部譲渡
 - (4) 定款の変更
 - (5) 合併

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、評議員長がこれにあたる。

- 2 評議員長が評議員会に欠席となった場合には、その評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選により選出する。

(普通決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員(議長を含む)の過半数をもって行う。

(特別決議)

第24条 前条の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行われなければならない。

以下に記載のない項目は定款及び諸規程の定めるところによる。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項」及びこの定款に規定する事項

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 7名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事会の決議によって理事の中から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事1名(この法人においては「理事長」という)を選任する。
- 3 理事会の決議によって理事の中から、前項同法第9条第1項第2号の業務執行理事1名(この法人においては「専務理事」という)を選任することができる。

(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事の選任決議は、候補者毎に決議するものとし、一括決議は不可とする。

3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定めのある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事、監事の補欠として選任された理事、監事の任期は、退任した理事、監事の任期の満了までとする。
 - 4 役員は、第28条で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第33条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の普通決議によって、解任することができる。ただし、監事の解任は評議員会の3分の2以上の特別議決に基づいて行なわなければならない。
- (1)職務上の義務に違反したとき
 - (2)職務を怠ったとき。
 - (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 2 役員等本人が辞任を申し出た場合、評議員会は原則としてこれを受理する。ただし前条4項を免除するものではない。

(役員報酬)

- 第34条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 前項に関する必要な事項は評議員会の普通決議により「評議員・役員に対する報

酬規程」に定める。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度開始前と毎事業年度終了後3ヶ月以内の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、または当該請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、当該請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 前項の招集日までに通知が発せられない場合、理事または監事が理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を

もって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 7 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 代理出席、委任状等による書面出席は認めない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、第23条(評議員会の普通決議)第24条(評議員会の特別決議)の定足数、議決数を準用する。この場合「評議員」を「理事」に読み替えるものとする。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第30条4項の規定には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために、理事会は次の委員会を設置する。

- (1) 奨学生選考委員会
(2) その他理事会が必要と認めた委員会

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

第9章 事務局

(設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第47条 この定款のうち、第50条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与を変更することはできない。
- 2 次に掲げる事項は、第24条の規定にかかわらず評議員会の4分の3以上の特別議決を経て変更することができる。
 - (1) 第3条に規定する目的
 - (2) 第4条に規定する事業
 - (3) 第12条1項、2項に規定する評議員の選任及び解任の方法
 - 3 第1項、第2項以外の定款変更は、評議員会の3分の2以上の特別議決を経て変更することができる。
 - 4 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 5 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第48条 この法人は、評議員会の3分の2以上の特別議決により、他の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第50条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認

定の取り消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公告)

第52条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は中村恒義、専務理事は中村信一とする。

附 則 (平成25年4月1日)

1. 公益財団法人の設立は、2013年4月1日に登記した。

附 則 (平成25年5月25日)

1. この定款の変更は、2013年5月25日から施行する。(27条&別表建物面積修正)

附 則 (平成27年3月21日)

1. この定款の変更は、2015年3月21日から施行する。(32条第3項追加)

附 則 (2020年8月9日)

1. この定款の変更は、2020年8月9日から施行する。(15条変更&別表建物削除)

附 則 (2024年6月1日)

1. この定款の変更は、2024年6月1日から施行する。(27条.33条.36条.44条.47条変更)

基本財産 (第5条関係)
(公益目的事業を行うために不可欠な財産)

財産種別	場所・物量等		
土地	東京都中央区銀座5丁目2番4	1,040.88	m ²
	〃 2番14	241.17	m ²
	〃 2番29	60.61	m ²
	合計(一団の土地)	1,348.64	m ²

以上